HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	報告５　主権的国民国家と産業社会の「近代」の克服をめざして　－２１世紀アジア法哲学の課題と展望－
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 51(6), 221-238
Issue Date	2001-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15061
Type	bulletin (article)
File Information	51(6)_p221-238.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

報告五　主権的国民国家と産業社会の「近代」の克服をめざして

――二一世紀アジア法哲学の課題と展望――

今井弘道

§1　現在の世界は転換期にある。「近代」文明を漸次的に克服していきながら、それに代わる新しい文明を構築していくという転換である。その転換のポイントは、東アジアが握る可能性をもっている。かくして、東アジア法哲学が果たすべき役割も限りなく大きい。但し、その役割は、いわゆる「アジア的価値」論を通してではなく、それの批判的克服を通して果たされるであろう。私は、現在こう考えている。本報告は、このことを多少なりとも具体的に示し、二一世紀の東アジア法哲学の課題と展望を提示することにある＊。

＊本報告は、第一回／第二回アジア法哲学シンポジウム及びそれに直接・間接に関連する諸議論の総括的検討の中で形成された私の現在の確信を定式化したものである。無論、このような巨大問題を僅かな時間で示すためには、報告は必然的に一筆書き的なものにならざるを得ず、多少なりとも立ち入った議論は、本報告の本格的論文化の際に委ねざるを得ない。自明のことだが、この点を予めお断りしておきたい。

§2　現在の世界は巨大な転換期にある。この転換期を何らかの歴史哲学的理念の発展図式に即して規定することは、しかしもはや時代錯誤であろう――ヘーゲル哲学の意味においても、マルクス主義的な意味においても。また、リベラリズムを「歴史の終焉」点と見る意味においても――。歴史は目的論

的原理を内在させているわけでも、一般的法則に従うわけでもない。仮に歴史的発展が語られうるとすれば、むしろ問題状況の中での具体的問題の逐次的解決と新たな問題状況への場面転換という意味においてであろう。

従ってその場合に重要なことは、(1)われわれが現在直面し解決を必要としている、多義的な意味をもつもろもろの問題の統合的理解を可能にする「結節点」を見出し、問題状況を明晰化すること、更に(2)その「結節点」に向けてさまざまな問題解決の試みを接合していき、成功裏に転換を押し進めうるヘゲモニーの可能性を見出していくことにある。

§3　このような観点に立ったとき、(1)その「結節点」を、われわれは、「近代」が隘路に陥ったことに求めることができる。その場合、「近代」とは、①世界の中心に「人間」をおき、自然を「人間の生産力によって支配されるべき無限の素材」と見る「生産力主義的人間中心主義」が、②「科学技術的知」の発展を基盤として、③〈ウェストファリア体制〉に基礎をおく〈主権的国民国家〉とそれに保護された「産業社会」を舞台として展開された――そして主権的国民国家の強化・発展の条件がそのことによって与えられた――時代、という意味に理解されている。

「西欧的普遍主義」と「単線的発展史観」――西欧以外のすべての国も西欧の発展の道を後追いすることによって単線的に発展すると主張する発展史観――は、この「近代」が無限の発展を続けるという思いこみに支えられていた。その思いこみを最終的に支えていたのは、〈自然は無限〉という想定であった。しかし、その「想定」は覆された。自然は有限であり、傷つきやすく、人間の技術による攻撃からの完全な自己回復能力を持たないものであることが明らかになった。「近代」は今や地球環境の危機を招き寄せ、人類の存続可能性を疑問に付している。その危機が「近代」の終焉の不可避性を告知している＊。

この「近代」を終焉せしめ、それに代位する新たな「世界」へと媒介していく方途を見出し、それにまつわる諸問題を検討していくこと、ここに現代法哲学の最大の課題がある。

(2)私は、その「近代」の克服を領導していく非権威主義的な指導性を発揮する可能性は、グローバルな連帯関係を構築しつつある地球市民に見出すことができる。そして、東アジアは、「近代」を複眼的に見つめうる立場にあるがゆえに、その可能性を追求する上で一つの戦略的ポイントの位置を占めうる、と考えている。

数年前の金融危機への反省と韓国・北朝鮮の統一問題をにらんで、東アジアは今後、国家間次元でさまざまな連携を模索・強化して行くであろう。しかし、それが国家間の連携である限り、致命的限界をもつとともに、多くの問題を隠蔽し、また発生させかねない。そのような問題性を超えるものは、市民的連帯の強化に基づく、国境を越えた市民的イニシアティヴであろう。われわれはこの可能性に視線を向けていなければならない。

＊無論、主権的国民国家は、アジア・アフリカにおいては、これからも生成・発展するであろう。そのことによって主権的国民国家システムは普遍的な現象となるであろう。しかし、それは普遍的となることによって国際的民主主義の主張――弱小国も強国と平等の権利を持つといった主張――を強化し、そのことによってその歴史的意味を漸次喪失し、国際機構や地球市民のイニシアティヴに主役の座を譲っていくことになるであろう。そのような徴候は、既に多くの領域において示されつつある。

§4　世界の全体を通してみれば、産業の成果たる「豊かさ」を通して救いうる生命、解決しうる問題はまだ無数にある。このことは断じて否定されてはならない。だからといって、むやみな「開発」は、もはや無条件には正当化されない。産業社会の発展は、同時に地球環境を破壊し、「地球と人類の危機」をもたらすからだ。こうしたディレンマは、例えばさまざまな国際環境会議においては、要約すれば「君たちまでがわれわれのまねをしたら地球はおしまいだ」という議論と、「公害を垂れ流してでも物質文明を謳歌する権利はわれわれにもある」という議論の対立に表現されている。この対立は、「国際間正義」という観念を導入して揚棄するべく模索されてもいる。しかし、地球市民のイニシァティヴがなければ、「国際間正義」の観念には、何の実効性も伴わないであろう。この問題については、しかし後に言及することにしよう。

§5　少なくとも現在の「国際秩序」は、このようなディレンマに必ずしも適切に対応しえてない。それは、ある意味では当然のことである。現在の「国際秩序」の編成原理は「国益」と「その対立の相互間調整」にあり、それを越えた次元の問題の共同的解決をめざす原理ではないからである。ここに、現在の「国際秩序」の「維持」を越えて新たな「世界秩序形成」をめざすグローバルな市民的ヘゲモニーの現代的意義がある。地

球環境問題や南北問題に際してのNGOなどの活躍にその可能性が示唆されている。

こうして、「近代」の「終焉」問題とは、『共産党宣言』の一節を借りていえば、ブルジョアジーが「すべての国民を文明に引き入れ」、「自分の姿に似せて」作りあげようとしてきた「世界」、「未開国と半開国とを文明国に依存させ、農業国民をブルジョア国民に依存させ、東洋を西洋に依存させ」てきた「世界」、その「世界」の終焉問題であり、それに代わる「新しい世界」の構築問題なのである。但し、この「新しい世界」とは、もはや社会主義的世界ではありえない。

§6　社会主義は確かに崩壊した。だが、社会主義は、少なくとも思想的には、①〈ウェストファリア体制〉を越える人類的規模での連帯の可能性と②その連帯の――パターナリズムのではなく――具体的表現としての平等主義という否定しがたいメッセージを残した。社会主義は崩壊しても、このメッセージは死んではいない。

その社会主義も、実は「生産力主義的人間中心主義」を前提にしていたし、その意味では、「近代」に属していた。①マルクス主義は、この観点から見れば、「生産力主義的人間中心主義」の主体をブルジョアジーからプロレタリアートに置き換えようとしたにすぎなかった――現実には、その置き換えは、国家的官僚制にプロレタリアートを代表させる形で実現された＊――。ついでにいっておけば、②「開発独裁体制」は、その主体をアジア的集団主義に置換し、それを根拠づけ西欧中心主義的な人権普遍主義に対抗するために、「アジア的価値」を捏造・動員した。この「アジア的価値」論は、〈アジアの西欧文化への同化強制〉を拒否し、単線的発展史観を否定する意味をもった。しかし、マルクス主義も「アジア的価値」論も、所詮は「生産力主義的人間中心主義」のセカンド・ヴァージョン／アジア・ヴァージョンにすぎず、それ及びそれと表裏をなす「西欧的普遍主義と単線的発展史観」に原理的次元で対決する思想ではなかった。

＊かつての社会主義諸国家は生産力主義を前提していたが、その管理主体／管理能力という問題には、国家的＝党的官僚制という解答しかもちえなかった。それは、同じ生産力主義の地平に立つ資本主義より拙劣な解答であった。その拙劣さにそれの崩壊の一要因があった。その意味で、社会主義の崩壊は、福祉国家の頓挫――福祉社会の頓挫

ではない。念のため――とともに、国家の機能の限界という社会主義理論の本来的主張の正しさをあらためて証明するものでもあった。

§7　以上のことを、東アジアにおけるわれわれの課題として捉え返せば、次のようにいえるであろう。①まず「アジア的価値」論と西欧的普遍主義との二元的対立を揚棄する視点を確立し、そのことによって一九世紀初頭以降の〈東アジアの西欧文明との遭遇とその追従的習得〉の段階を原理的に清算すること、②そのために西欧的普遍主義とその陰画にすぎないものとしての「アジア的価値」論を克服すること。

ところで、「アジア的価値」論と西欧的普遍主義との対立の焦点は、法哲学的観点から見れば、「人権」問題にあった。従って、この二元的対立を揚棄するためには、「人権」問題に対処する基本的視座を確立しておくことも必要であろう。

「生産力主義的人間中心主義」は、「人間と自然との関わり」のあり方を「労働を介しての自然支配とその所有」と表現したジョン・ロックの哲学に先駆的に表現されていた。ところで、ロックは、このようにして「自然と関わる人間」を〈自然状態の中の、自己所有的主体としての個人〉と捉えた。この〈自己所有的主体としての個人〉の、「労働」を通しての「自然支配とその私的所有」、ここに「近代」的自我の同一性の成立の場が、従ってまた西欧的な権利・人権の成立の場がある。

これに対して、「アジア的価値」論は、人間と自然との「生産力主義的人間中心主義」的な関わりはそのままにして、この個人を「集団」に置き換え、個人を集団に少なくとも部分的に所有されるものと見た――このような論理展開が自覚的になされているわけではないが――。そこから個人の集団／国家に対する本来的な義務が出てくる。ここにロック的系譜をひく人権・権利理解との差異が生じる根拠がある。

§8　西欧的普遍主義は、基本的に〈ウェストファリア体制〉の中に位置を占める「主権的国家」――対外的には「独立性」、対内的には「最高性」としての「主権」をもつ「国家」――に担われて、一七世紀中葉以降、政治的・社会的に漸次具体化された。例えば、フランス革命以後、「普遍的人権」が「国家主権」によって保障されたという事実に、西欧的普遍主義と「主権的（国民）国家」との関係が端的に表現されている。

しかし、この普遍主義と「主権的国家」との関係は、「普遍的」人権は国籍という「特殊的」条件をもつ者にだけ保障され、

その条件を持たない者には無意味なものだというディレンマ――「人権の普遍性と国家帰属の特殊性のディレンマ」――を抱え、常にこのディレンマにつきまとわれていた。そのディレンマは、近代的個人のアイデンティティのあり方にまで達している。

この個人主義の地平は、現在、多文化主義をはじめ、さまざまな方向から再検討を迫られている。その再検討は、「人権の普遍性と国家帰属の特殊性のディレンマ」の解消なしには、終わることはないであろう。

§9　このディレンマは、主権的国家を前提する限り、〈国籍なき者に人権なし〉という帰結をもたらす。しかし、「国籍」さえもっていれば、このディレンマの犠牲にならずに済むというわけでもない。主権的国家が一定の言語と文化をもつ民族的マジョリティに担われる場合、このディレンマは直ちにその言語と文化を共有しない国内のマイノリティ集団に対する差別・抑圧を惹起するからである。この場合には、従って〈マジョリティに属さぬものに人権なし〉といったことになる。

「近代国民国家の本質とそれが従事する「国民形成」計画」には排他性が内在しており、それが「マイノリティ」に向けられてきた。「マイノリティを傷つけ脅やかすような仕方で文化を政治化」し、「多数派文化を特権化」することは、「近代国民国家の本質に属す」ことである（キムリッカ）。この排他性は、対外的／対内的の両方向に向けられたのである。

§10　近代国家は、国民的統合と異質な者の同化のために、国内において、人種的、民族的、文化的、言語的、宗教的、階級的、地域的、社会的、性的、年齢的等々、ありとあらゆる差異への抑圧メカニズムを総動員した。国外においては、国家形成を遂げていない地域を搾取・支配・抑圧・利用の対象と見なした＊。そしてその地域の文化を破壊し、自分に好都合な形での同化を強要した。要するに、あらゆる国家／国民形成は、内外のいずれに向けても、「排他的」「差別的」「抑圧的」「同化主義的」であった。この排他性が国民的アイデンティティを強化し、また国家／国民形成は〈国民国家と国家間システムを貫く論理と力学〉に支えられ、「主権」概念において統括された。

しかし、そのアイデンティティ／排他性は、対抗的アイデンティティ／排他性を――国外では、新たなナショナリズムを、国内ではマイノリティの対抗的アイデンティティを――喚起する。この対抗的アイデンティティ――それは西欧以外の地

域、例えばアジアにおいて西欧起源の主権的国民国家を模倣的に形成し、国際政治の客体から主体に上昇しようとする原動力となった――は、しかし抑圧的アイデンティティと同様の排他性を内在させている。無論、それは、「抵抗としてのナショナリズム／エスノセントリズム」として機能する限りで、積極的意味を有している。しかしそれは、所詮は〈国民国家と国家間システムを貫く論理と力学〉の磁場にあって、場合によってはいとも簡単に内外に対して抑圧的な性格を帯びることになる。

＊因みに、〈ウェストファリア体制〉は、西欧諸国家による西欧的価値体系の排他的な共有のシステムであり、西欧以外の地域・人々・物産は搾取・支配・抑圧・利用の対象と見てよいという西欧中心主義的な黙契を含意していた、ということができる。このような黙契は、世界の中心に人間をおき、自然を「人間の生産力によって支配されるべき無限の素材」と見る「生産力主義的人間中心主義」と内在的な関係にある。このような黙契は、欧米の「近代」的な意識に内在するものとして、いまだに必ずしも十分には清算されていない。

§11　かくして、欧米の国家形成過程と同じことが、例えばアジアの国々のマジョリティとマイノリティの間でも繰り返された。民族的マイノリティも、非西欧の民族／国家も、この〈論理と力学〉の連鎖をどこかで断ち切らない限り、弱者はより弱い者に対して――そしてつまるところ個人に対して――抑圧的となるという循環は断ち切れず、結局は「もう一つのマジョリティ」、「もう一つの近代国家」となる他ないのである。

このような「抵抗としてのナショナリズム／エスノセントリズム」の「抑圧としてのナショナリズム／エスノセントリズム」への転化は、日本の「明治国家」の変質に最も典型的に表現された＊。このことは、戦前の日本において唱えられた〈近代の超克〉論にもストレートに反映されている。それはアジアにおける一国家の強化をテコとした西欧への逆襲を意味したが、国家内の弱者と他のアジア民族への支配・抑圧を基礎としていた。西欧に対するアジアの位置を現代的に考える上で、無論この水準は超えられねばならない。

＊玄武岩によれば、「二一世紀を迎えようとする現在の韓国社会では、内外からの圧力によって、分断以来これまで一度も緩むことのなかった「民族主義」という大きな物

語が深刻な挑戦を受けている」。しかし現在、その「脱民族主義」の傾向は「反民族主義とまでいえるほど強まって来」ている、という（「多国籍民族共同体の模索――転換期の韓国ナショナリズムの変容とその行方――」、『二〇世紀をいかに越えるか』（平凡社 二〇〇〇）所収、一四四頁、一五一頁）。この「転換期の韓国ナショナリズムの変容」それ自体は、「その行方」がいかなる帰趨を辿るかということとともに、きわめて大きな意味をもつ問題だというべきであろう。

なお、戦前の日本における「近代の超克」論は、とりわけ資本主義西欧「近代」を「超克」する主体が、「抵抗としてのナショナリズム／エスノセントリズム」から「抑圧としてのナショナリズム／エスノセントリズム」へと転化した日本国家であると考えたところに成立したものであった。日露戦争において、日本がロシアに戦勝したことがアジアの国々に大きな感銘を与えたこと、そのことが、アジアの反西欧中心主義を活性化する大きなインパクトになったこと、それは事実である。しかし、日本の戦勝そのものが、西欧的な主権的国民国家に対抗するところの、アジアにおける主権的国民国家のコピーの、〈ウェストファリア体制〉への参入にすぎず、それを越えるものではいささかもないということは看過された。「近代の超克」は、ある意味では、このような事情についての、いびつで一面的な評価の延長上に成立したものであった。

§12　多文化主義の議論は、民族的マイノリティの「主権的国民国家」に対抗的な性格に注目している。しかし、以上から明らかなように、それは、①「主権的国民国家」との原理的な対決に踏み出さず、「同化主義的国民統合」から「文化的多様性の承認の上での国民統合」への国民統合上の戦略的転換にとどまる限り、ソフトな同化主義の域を出ない。また、②個と集団の矛盾のつきつめた考察にまで踏み出さない限り、民族的マイノリティ自身がもつ「集団主義」的排他性・個人への抑圧性の論理に対して没批判的になる。

多文化主義は、もしこの点を明確に自覚するなら、同一地平上での「国民国家」への政治的文化的対抗性という問題次元を突き抜けて、すぐさま上述したあらゆる差異と差別とへの抗議の運動と接合しうる可能性をもっている。

この可能性を開花させるためには、多文化主義は、①国家に、宗教や道徳などの「内容的価値」＝「善」に対して「中立的立

場」をとらせるだけでなく、言語や文化、民族性に対してもニュートラルであることを求めていかなければならない。つまり、「国民」国家であることの自己否定を求めて行かねばならない。また、国益に固執する国家であることを、つまり「主権」的国家であることを越え出るようにも求めていかなければならない。

②民族的マイノリティについても、それは、個々の構成メンバーとの緊張関係を隠蔽することなくつねにオープンにし、自らをフレキシブルにして、その緊張関係を生産的な文化発展の方向へと生かす努力を放棄してはならない。

以上を可能にするためには、ナショナル（エスニック）・アイデンティティの実体化的理解――それは集団と個人の関係の宿命論的理解につながる――の克服が決定的な前提となる。だが、この克服は、国家やエスニック集団それ自らの孤立的な努力でできることではない。そのためには、集団と個人のあらゆる次元にわたるコンフリクトを不断に公然化し、他のコンフリクトとそれを接合し、そのコンフリクトを不断に克服していくエネルギーを涵養し、個人と集団の「宿命」論の克服可能性を開いておかなければならない。

§13　多文化主義問題はラディカル・デモクラシーと接合可能である――ここでは、このラディカル・デモクラシーという言葉を、一切の抑圧と不平等と闘い、否定されるべき差異・差別を除去すべく要求し続け、「平等な人権」という理念をあらゆる場面に浸透させ続けていこうとする立場、というように理解しておこう――。

このような方向性は、文化的本質主義批判を――従ってその本質主義による差別の正当化への批判を――含んでいる。例えば日本には日本固有の、そして本質的に日本的な文明がある、またアジアにはアジアに固有の、そして本質的にアジア的な文明があるとするような本質主義的な文化観の批判である。

文化とは、現在を支配する過去の亡霊ではない。文化とは、①〈過去の伝統〉と②〈現在の諸文化の交錯がもたらす緊張関係〉と③〈未来を志向するわれわれの行為〉との三要素によって常に新たに構成されつつ、〈既存の文化の綜合と新たな文化創出へ向かう永続的過程〉そのものに他ならない。このような永続的過程の中で、一切の抑圧や不平等と闘い、否定されるべき差異・差別を漸次的に除去していくことが重要なのである。われわれは、ここにおいて、可能な限りディレンマを免れた現代的人権を持続的に形成し続けていくことができるのである。

このような文化観をさしあたり我々が当面している事態に適

応して、日本・韓国・中国の文化接触と文化葛藤とを肯定的に意味づけ促進し、その多元的で生産的な緊張関係の中で、新たな文化創出の永続的過程を――断じて東アジア圏にとどまることのない過程を――立ち上げていくことがわれわれの今後の重要な課題になる。このような課題の達成を通してこそ、外に排他的で内に同化主義的な「ナショナリズム」と「西欧的普遍主義」を同時的に相対化していくことが真に可能となろう。

§14　そこから更に、以上の国民／民族／国家と文化に関わる課題を、「生産力主義的人間中心主義」の地平の克服への展望へと綜合し、主権的国民国家と産業社会が支配する「近代」的地平の総体を問題化していくという課題が生じてくる。具体的には、無数の自発的結社によって織りなされるグローバルで多元主義的で市民主義的なラディカル・デモクラシーの空間の構築と、その中で確立されていく市民的なヘゲモニーを通じて、主権的国民国家と産業社会が支配する「近代」と対決しているさまざまなプロジェクトを接合しつつ、展開していくという課題である――それは、上述の差別問題・人権問題の他、環境問題、核軍縮問題、南北問題等を含むであろう。かくしてそれは、まさしく「新しい世界秩序形成」の課題に取り組むという行動に他ならないであろう――。

アジアは、現在、西欧的世界と非西欧的開発途上国の中間的位置に立ち、「近代」に対してアンビヴァレントな位置を占めている。それゆえ、このような課題に取り組む上で、きわめて好都合な立場に立っている。このような課題に真正面から取り組むことによって、アジアから「近代」を越える新しい時代の可能性切り開いていくことは、アジアにとっての歴史的使命だともいえる。アジアの革新もまた、そのような営みの中で達成されるのでなければならない。

§15　この「新しい世界秩序形成」の課題ということについて、簡単な例を示しながら、今一歩具体的に考えておきたい。〈ウェストファリア体制〉においては、国際的行為者は、原理的に国家だけと考えられている。しかし、現在では、国家以外のさまざまな行為主体が無視しえぬ意味をもつにいたった。例えば、フランスのムルロア環礁における核実験に抗議し、国際的世論の支持を集めたグリーン・ピースの活動に見られるように、市民組織が主権的国家と対抗するだけの実力を蓄えつつある。国際関係は、今や state system とのみ見ることはできない。それは国家間関係という意味での「国際秩序」からそれを

越えた「世界秩序」へと秩序転換を遂げつつある。

ここには、次のような非常に興味深い問題が絡んでいる。二〇世紀後半にいたって国際政治に現れた顕著な現象に、「グローバルな問題」の出現という現象がある。「グローバルな問題」とは、例えば「国家間の経済的平等」・「人権保障」・「地球環境保全」など、一国単位では解決できない問題、その影響が一国の範囲を超える問題、人類的・地球的次元のものと意識されるに至った問題のことである。「過剰殺傷能力」をもつ核兵器とその開発のための実験も、地球と人類の危機を招きかねないがゆえに、本来は国家間の相互関係に関わる問題であった安全保障問題を「グローバルな問題」にした。

このような「グローバルな問題」が真剣に取り組まれるべき問題だという意識は、必ずしも「国家」からは出てこない。それは、むしろ国家外から、「国民である前に地球市民としての意識をもつ個々人の自発的連帯」から、生じてくる。グリーン・ピースなどのグローバルな市民運動は、そのような形で成立してきた。これらの問題は、国家に属する国民としての個人に関わるよりは、地球上に存在する人類の生存――現在生きている人類とこれから生まれ未来に生きるであろう人類の全体――に直接に関わる問題だからである。従ってそのような問題は、場合によっては自国の利害に反するような、しかし実に生産的な主張をなしうる個人を、つまり地球市民を産み出していく。

このような問題に当面することによって、有限な地球の自然環境の中での運命共同体としての人類――現在生きている人類とこれから生まれ未来に生きるであろう人類の全体――という意識が育まれてくる。その意識は、未来世代への人間の責任、生態系の全体の対する人間の責任という、これまでの倫理が考えてこなかった問題に、しかもきわめて深刻な問題に、真正面から取り組むことを不可避と見る意識である。この意識にとっては、現在という時間地平にのみ関心を向ける従来の個人主義倫理は、致命的な限界をもつものと映じてくる――未来という時間地平を、そして未来の人類への視点を欠如させている倫理的思考のこのような問題性は、自然の有限性という意識を原理的に欠如させていることに由来する――。ここには、「生産力主義的人間中心主義」を克服するエネルギーの源泉が存在すると考えることができ、従って現代の倫理学、そして法哲学に関わる巨大な可能性を潜ませているが、ここでは論及し得ない。他日を期したい。

§16　ここに「国際秩序（＝国家間秩序）維持」から「世界

秩序形成」への秩序論的転換の可能性が垣間見えている。また、地球に対する運命共同体の意識が成立しつつある。その意識は、しかも単に抽象的な観念として成立しているわけではない。それは、具体的な問題の解決を求める具体的運動のなかから、具体的な規範意識と政策思考を伴うものとして、成熟しつつあるのである。

こうした運動の展開の中では、主権国家間の利益調整をめざす「国際秩序維持」志向と「グローバルな問題」の解決をめざす「世界秩序形成」志向との間に齟齬が不可避的に顕在化してくる。この齟齬は、例えばリオデジャネイロや京都などの国際環境会議における国家代表とNGOの行動様式の違いとなって表われた。それは、核実験に対する国家の反応とグリーンピースやそれを支持する世界市民の反応の差異と同質の意味を有している。

こうして、今や国際的な地球環境保護に向けた規範形成・政策形成のイニシアティヴは、次第に主権国家の「国際秩序維持」を志向する主権的国家から「地球秩序形成」を志向する地球市民の連帯へと移行しつつある。このことは、例えば地雷禁止条約の締結への経緯にも見られたことであった。このような例は、今後更に増えていくであろう。このこと自体、私が〈ウェストファリア体制〉の終焉と呼んできた事態を見事に具現している。

§17　このような問題状況を踏まえて、市場／自由／平等／寛容／価値の多元性等をめぐる現代の法哲学的・政治哲学的領域でのリベラリズム論議を見るとき、そこにリベラリズムを可能にした政治的・法的文化の歴史的・社会的文脈性の、それゆえその相対性の、あらためての自覚という顕著な動向を認めることができる。この動向は、現代のリベラリズム論議の中心に立ち続けたロールズの議論の変化に端的に表現されているが、そのこと自体、「西欧的普遍主義と単線的発展史観」の中心に立ってきたリベラリズムが実は歴史的・社会的に相対的なものに過ぎなかったことの内部から追認＝「リベラリズムの普遍的妥当性要求の断念」を意味している。

ここから明らかになってくることは、リベラリズムは、〈ウェストファリア体制〉とともに、宗教改革／宗教戦争という固有に西欧的な歴史的文脈の中で産み落とされたものであったということだ。そのことは、しかし直ちにリベラリズムの西欧的ローカル性、それ以外の文化にとっての無意味性、という結論を導くわけではない。リベラリズムの歴史的文脈性の認識を踏まえ、その上でそれを解釈的に再構成しながら、われわれは、それに

比肩し得る、しかしそれと同一ではない、固有の歴史的経験をいかに創出し組織していくべきか、われわれの歴史的文脈の中で革新的・解放的意味をもつ固有のリベラリズムをいかに形成していくべきか、という問題設定をなしうるからである。リベラリズムは、普遍的妥当性要求を主張し得ないとしても、それぞれの文化の中に住む人々がその文脈の中での固有の桎梏と戦い、固有のリベラルな要求を掲げていくことは、不可能ではない。われわれは、この観点から、欧米のリベラリズム論争を「他山の石」として総括すればよいのである。

この総括にとって決定的に重要なことは、西欧のリベラリズムが、産業社会と主権的国民国家とともに、「近代」の地平に共属し、少なくとも部分的にはそれに責任を負うべき立場にあることを正確に反省し、そこに潜む問題性と闘っていく方向性に立つことであろう。この意味では、現在のリベラリズムの脱政治的性格を批判し、それを産業社会と主権的国民国家の克服の政治的闘争の中に据え直そうとしている多元主義的なラディカル・デモクラシーの試みを、アジア的文脈の中に置き入れる作業が必要であろう。

§18　ハンチントンの『文明の衝突』論は多民族化・多文化化したアメリカ社会への危機意識を世界大に投射したものであり、その根柢には本質主義的に理解された「西欧中心主義」的文明観がある。ここで重要なことは、本質主義的な文明観が、制圧／被制圧という枠組みでしか文明の接触を理解しえないことである。この弊害は、アジアに即していえば、さまざまなヴァージョンをもった「中華思想」／「小中華思想」についても妥当する。しかしこの本質主義を去って素直に見れば、文化／文明の接触は、むしろ新たな文化／文明の創造へ向けての自己革新の機会と見ることができる。

アジアの文化／文明は、西欧との遭遇によって自己革新を遂げた。しかし、西欧は、本質主義的優越感の中で、文化接触の利点を十分に生かしては来なかった。この弊に、西欧は気づきはじめている。これに反して、アジアは、自己革新が模倣／同化に終わりかねない状態を反省し、上述した西欧的「近代」の地平を真に超克しなければならない。その超克の闘いが、西欧文明の自己超克を容易にもするであろう。

§19　私は、§3で「国際的正義」の模索の必要性について言及した。しかし、正義の規準というものは、本来、実体化された形で存在し機能するわけではない。正義とは、本源的には、

問題状況の中である問題解決の試みが主張され、その試みの根柢にある規範意識が「正義」として意識され、それを貫徹するために闘い抜く中でそれが吟味され、様々な応答の中でそれの妥当性が承認されたり拒否されたりする、その過程において漸次自覚され、貫徹されていくものだというべきであろう。そうだとすれば、重要なことは、このようなプロセスのダイナミズムの可能性の条件を整備することにあるというべきであろう＊。

＊このようにいうのは、私が例えばロールズに見られるような正義論的発想にある重大な疑問を感じているからである。しかし、ここではこの点にまで論及することはできない。他日を期したい。

§20　アジアやアフリカから眼を背けない限り、環境問題が人口問題／食糧問題／エネルギー問題と無関係でありえないことはいうまでもない。そこから振り返って考えてみれば、産業社会は単純に否定されるべきでなく、このような問題に対処するために活用されつつ制御されねばならない。ここに「持続可能な発展」という言葉の意味がある。

そこでわれわれは産業を持続可能なものに制御しうる主体を考えなければならない。しかし、「実体化された、問題状況を超越した主体」とか「単一の均質な集団的意志」を考えようというのではない。重要なことは、もろもろの運動の多様性や複雑性から構成される、市民主義的なラディカル・デモクラシーの空間を構築すること、その中でそれ自体多様で多義的な意味を帯びたこれらの諸闘争を主権国家と産業社会の克服という意味をもつ闘争へと収斂させていくことにあるからだ。そのような事態が産業社会を持続可能なものに制御するであろう。

かくして、①環境問題に取り組む市民団体の運動・女性の地位向上のためのフェミニズムの運動・発展途上国の支援に取り組むＮＧＯなどの先進国市民の運動、そして②それら先進国の市民運動やＮＧＯなどが拭いきっていない普遍主義的＝同化主義的発想と闘いつつそれと連帯し、連帯しつつ闘う途上国の市民・住民の運動＊、これら①②の運動の縦横無尽の交錯状況とその中での生産的な緊張関係緊張関係こそが、問題を解決するいわば〈非主体的主体〉として構想されなければならない。そして、その〈非主体的主体〉を立ち上げていくものは、主権的国民国家と産業社会のさまざまな弊害と闘う無数の、それぞれに独自性をもつ運動の〈接合〉であろう。「国際的正義」の問題は、このような場におけるダイナミズムの問題として考える

ことができるのではないであろうか。

＊科研論文参照。

§21　私は、以上のような課題が、来るべき世紀のわれわれ法哲学者の課題となるだろうと考えている。その課題は、アジアの法哲学者の責任の大きさを明確に示唆している。そして、このようなアジアの法哲学者の会議の継続的発展の重要性を遺憾なく示している。

附　今井弘道報告へのコメント

鈴木　賢

今井教授の報告の骨子はおおむね以下の点にあると理解した。西洋に生まれた「近代」という特殊なシステムは、地球環境の危機をはじめさまざまな隘路に陥り、今いよいよ終焉に向かいつつある。つまり人類は「近代」を克服し、それに代わる新たなパラダイムを切り開くことが切に求められているとする。今井教授によれば、「近代」とは、生産力主義的人間中心主義、科学技術的知の発展、主権的国民国家によって構成されていた。それは西洋が生みだした価値を「普遍的」なものと措定し、世界中のすべての国が西洋を後追いして単線的に発展するという「信仰」にもとづいてもいた。しかし、二〇世紀後半に至り、さまざまな差別問題、人権問題、地球環境問題、核軍縮問題、南北問題など、山積する諸問題を、近代の国民国家間で解決することは不可能であることが明らかとなり、西欧中心主義的文明観を克服して地球規模のグローバルな視点からの取り組みが求められているという。すでに一定の経済的発展を遂げ、西欧的世界を相対化しうる立場にある東アジアこそが、「近代」を超える新たな時代の可能性を切り開く努力をすべきであり、東

アジアの法哲学もその推進に貢献することが期待されているとする。結論として、今井教授は、国民国家に代わる世界秩序の主体は、国際機構やNGO・NPOを含む地球市民であり、国境を越えた市民的連帯、イニシアティブにこそ、「近代」システムを超える時代を切り開く可能性が秘められていると述べるのである。

私は日本で中国法を専門に研究する立場から、今井報告の意味するところを読み解いてみたい。周知のように日本は明治維新以来、アジアの中ではいち早く西洋流の国民国家形成に取り組み、ヨーロッパ大陸法の包括的な継受、富国強兵、義務教育の普及に努めてきた。その過程では、西洋諸国に伍して台湾や朝鮮半島を植民地化し、中国をはじめとするアジア各地を軍事的に侵略し、収奪するという時代もあった。アジアを脱し、西洋諸国なみになること（脱亜入欧）は、最近まで一貫して日本の国家目標であり続けたのである。そして法学こそは、この悲願を達成するための梃子としての役割を期待されていたため、欧米の法制度、法学説を紹介・吸収し、日本法の改善・発展に貢献することが、日本の法律学の主要な仕事となってきた。それは欧米の法哲学、法思想の翻訳、紹介、消化、吸収に専心した日本法哲学にもそのままあてはまる。

その結果、近隣のアジア諸国の法にはほとんど学問的関心が向けられることはなく、日本の法学者が描く地図には欧米と日本だけが印刷されていたに過ぎなかった。今井教授は国民国家システムの行き詰まりを説くが、多くのアジア諸国ではその近代的国民国家建設がいまだ目標に止まっていて、その効用を使い切ったとは言いがたい情況にある。しかも、それらの国々の国民国家形成を阻んできたのは、日本帝国主義であったという重い事実を、忘れてはならないであろう。（戦後、日本からはアジア諸国の経済発展のために、巨額な援助が提供されたのは、その罪滅ぼしの意味をもっていた。）

このように日本とアジアの他の国々では、「近代」システムから受けた恩恵という点で、雲泥の差があることを押さえた上で、なお承認せざるを得ないのは、今井教授が指摘するように、二一世紀を目前に控えて、このシステムがけっして人間を平等に幸福にするものではないことがはっきりしてきたということである。つまり西洋を追いかけるだけで済んでいた時代は去ったのである。こうした認識は日本においていまだ明確に自覚されるようになったとは言えないが、変化の兆しはいろいろなところに見え始めている。法学の分野に即して言えば、ここ一〇年ほどでアジア法に対する関心が急速に高まり、多くの大学で

アジア法関係の科目が開設されるに至っている。九年前に発足した現代中国法研究会には六〇名を超える会員が集まっているし、今年はアジア法に関心を寄せる研究者たちによってアジア法研究会が設立された。さらに現在、中国の法学界との交流の窓口を担うための全国的な組織として日中法学会の設立が準備されつつある。研究対象国も中国、台湾、韓国、北朝鮮、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、インド、スリランカと、ほとんどのアジア諸国に及び、それらの国の法を専門とする研究者が登場している。これらの研究の潮流は、日本の法学界の中ではまだごくマイナーな位置を占めるに過ぎないが、明治以来全く見られなかった新たな現象として注目されてよい。

アジア諸国の法を研究して感じることは、いずれの国も日本と共通の問題構造を抱えているということである。もちろん、西洋法の吸収・定着の度合いには大きな差異があるが、固有に培ってきた伝統的な法文化、政治文化に異質な西洋法を接ぎ木したという共通性があり、とくに法の運用、社会的役割のレベルでは本家の西欧とは相当に異なる特色がある。たとえば社会統制における法規範の役割が相対的に小さいこと、法の実現においては司法（＝裁判）よりもむしろ行政が大きな役割を果たしていることなどは、いずれの国にも共通してみられる。西洋から移入された法制度が西洋とは違った機能を果たすことを、日本ではかつて単に日本が「近代化」されていない未成熟な社会であるからだと認識し、一刻も早く西洋に追いついて「近代化」を達成しなければならないと考えられていた（川島武宜『日本人の法意識』岩波書店、一九六七年）。しかし、こうした認識は混迷を深める西洋社会の現実の前に急速に説得力を失い、われわれの目標がけっして西洋そのものになることではないことを示しつつあるのである。

それでは西洋が生み出した「近代」に代わるいかなるパラダイムがありうるのか。私にはこの巨大な難問に正面から答える能力はとうていないが、少なくともアジア諸国同士の比較法研究は、個々の国にとって多くの有益な示唆をもたらしうると考えられるのである。このことがすでに先駆的な法学者によって自覚されていることは、この東アジア法哲学シンポジウムが継続的に開催されていることでも明らかであろう。日本の現実から出発してアジアの法哲学に関心を寄せ、本シンポジウムを積極的に育ててきた今井教授も、そうした先駆者の一人である。

西洋近代を超える新たなパラダイムの創出は、そうしたアジア諸地域の市民や学者によって担われることが期待される。ア

ジア諸国は近代国民国家形成に取り組みつつ、それを超えるシステムの構築を視野に入れて作業を開始する必要がある。その際、本質主義的に構成されたいわゆる「アジア的価値」を振りかざすことが一時期流行したが、それはけっして賢明な選択ではない。中国政府は固定・不変的な「国情」なるものに藉口して、集団的な生存権を中核とし、その反面で民主的、政治的権利の制限を正当化する独自の人権論を展開するが、これも「アジア的価値」論の亜種と見なすことができる（ただし、中国の学界ではすでにそうした「官方」の人権論を批判的に乗り越える努力がなされつつある。夏勇編『公法　第一巻』法律出版社、一九九九年、三二三頁以下参照）。今井教授がいう国民国家を超えたグローバルな地球市民の連帯・協力は、新たな道を切り開く有力な処方箋の一つであろう。しかし、具体的にそれをいかに前進させるのか、道のりはいまだ濃霧の彼方に霞んでいて、はっきりと見渡すことができない。われわれの英知でともにこれに見通しをつけていくことが求められているのである。法学徒としてはとりあえず欧米からの輸入法学から脱却して、アジア諸国間での横の比較法研究を各国で推進することを提唱したい。